

デイサービスセンターいちご一会 運営規程

（指定通所介護・指定介護予防通所サービス）

第1条（事業の目的）

「株式会社樹りん」（以下「事業者」という。）が設置するデイサービスセンターいちご一会（以下「事業所」という。）において、事業者が実施する指定通所介護又は指定介護予防通所サービスの事業（以下「事業」という。）は、要支援・要介護状態等となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的とする。

第2条（運営の方針）

- 1 指定通所介護又は指定介護予防通所サービスは、利用者の要支援・要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとする。
- 2 指定通所介護又は指定介護予防通所サービスの提供に当たっては、通所介護計画又は介護予防通所サービス計画等に基づき、利用者の機能訓練及び日常生活に必要な援助を行う。
- 3 事業に当たっては、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、在宅介護支援センター、他の居宅サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。

第3条（事業所の名称及び所在地）

この事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名 称 デイサービスセンターいちご一会
- 2 所在地 静岡県浜松市中央区富塚町 1550-1

第4条（従業者の職種、員数及び職務の内容）

この事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

- 1 管理者 1名
管理者は、従業者の管理、指定通所介護又は指定介護予防通所サービスの利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。
- 2 生活相談員 サービス提供時間帯を通じて1名以上
生活相談員は、通所介護計画又は指定介護予防通所サービス計画等の作成及び説

明を行う他、生活指導及び指定通所介護又は指定介護予防通所サービスの提供に当たる。

3 看護職員 1名以上

看護職員は、看護及び指定通所介護又は指定介護予防通所サービスの提供に当る。

4 介護職員 サービス提供時間帯を通じて6名以上

介護職員は、指定通所介護又は指定介護予防通所サービスの提供に当たる。

5 機能訓練指導員 1名以上

機能訓練指導員は、機能訓練の提供に当たる。

第5条（営業日、営業時間等）

営業日、営業時間及びサービス提供時間は、次のとおりとする。

1 営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし年末年始（12月30日～1月3日）

2 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。

3 サービス提供時間 午前9時30分から午後4時40分までとする。

第6条（利用定員）

利用定員は、40人とする。

第7条（指定通所介護又は指定介護予防通所サービスの内容）

この事業所が行う、指定通所介護又は指定介護予防通所サービスの内容は、次のとおりとする。

1 生活相談及び助言

2 排せつ等の介護介助

3 健康状態の確認

4 送迎

5 食事の提供

6 入浴

7 機能訓練

8 日常生活の世話、支援

第8条（利用料その他の費用の額）

- 1 指定通所介護又は指定介護予防通所サービスを提供した場合の利用料の額は、指定通所介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準（告示上の報酬額）によるものとする。指定介護予防通所サービスを提供した場合の利用料の額は、市の要綱に定める基準額によるものとし、当該指定通所介護又は指定介護予防通所サービスが法定代理受領サービスである時は、事業者は利用者から、当該指定

通所介護又は指定介護予防通所サービスに係る居宅介護サービス費用基準額又は介護予防通所サービス費の基準額から当事業者に支払われる居宅介護サービス費又は介護予防通所サービス費の額を控除して得た額の支払いを受けるものとする。

- 2 次条に定める通常の事業の実施地域を越えて行う指定通所介護又は指定介護予防通所サービスの送迎に要する交通費は、通常の事業の実施地域を越えた地点から片道1 kmごとに100円を徴収する。
- 3 食材料費については780円、コーヒー代は1杯120円を徴収する。
- 4 連絡帳については、1冊100円を徴収する。
- 5 おむつ代は1枚100円、リハビリパンツは1枚150円、パッド代は1枚50円を徴収する。
- 6 そのほか、指定通所介護又は指定介護予防通所サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用については、実費を徴収する。
- 7 利用料等の支払いを受けたときは、利用料とその他の利用料（個別の費用ごとに区分）について記載した領収証を交付する。
- 8 サービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用料並びにその他の利用料の内容及び金額に関し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。
- 9 法定代理受領サービスに該当しない指定通所介護又は指定介護予防通所サービスに係る利用料の支払いを受けた場合は、提供した指定通所介護又は指定介護予防通所介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付する。

第9条（通常の事業の実施地域）

通常の事業の実施地域は、浜松市中央区の区域とする。

第10条（衛生管理等）

- 1 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるものとする。
- 2 この事業所において感染症が発生し、又は蔓延しないように必要な措置を講ずるものとする。

第11条（サービス利用に当たっての留意事項）

利用者は事業所内におけるすべての設備、器械及び器具の使用について、従業者の指示に基づき、事業所内の設備の利用に当たるものとする。

第 12 条（緊急時等における対応方法）

指定通所介護又は指定介護予防通所サービスに当たる従業者は、現に指定通所介護又は指定介護予防通所サービスの提供を行っている時に利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに、主治医への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとする。

第 13 条（非常災害対策）

管理者は、消防計画及び風水害、地震等の災害に対処するための計画に基づき、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。

第 14 条（苦情処理）

- 1 指定通所介護又は指定介護予防通所サービスの提供にかかる利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講ずるものとする。
- 2 事業者は、提供した指定通所介護又は指定介護予防通所サービスの提供に関し、県又は市町が行う質問若しくは照会に応じ及び県又は市町が行う調査に協力するとともに、県又は市町から指導又は助言を受けた場合は当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 事業者は、提供した指定通所介護又は指定介護予防通所サービスに係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会の指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

第 15 条（虐待の防止のための措置に関する項目）

- 1 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的を開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図る。
- 2 事業所における虐待の防止のための指針を整備する。
- 3 事業所において、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を年 1 回以上実施する。
- 4 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

第 16 条（その他運営に関する重要事項）

- 1 事業者は、指定通所介護又は指定介護予防通所サービスに当たる従業者の資質の向上のために、次のとおり研修の機会を設けるものとする。
 - （１）採用時研修 採用後 3 か月以内
 - （２）継続研修 年 1 回
- 2 従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏

らしてはならない。

- 3 事業者は、従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密をもらすことがないよう、従業者でなくなった後においてもこれらの者の秘密を保持するべき旨に従業者との雇用契約の内容とするものとする。
- 4 この規程に定めるもののほか、この事業所の運営に関する事項は、事業者と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成 29 年 9 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 30 年 1 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 2 年 9 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 4 年 9 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 5 年 3 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 5 年 8 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 6 年 1 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 6 年 6 月 1 日から施行する。